実績合計額		減額総額				

に、

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額		償還総額		減額総額		

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）」

同様式記載上の注意(3)c中「発行予定額」の次に「又は発行残高の上限」を加え、同記載上の注意(4)a及びbを次のように改める。

a　発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)　「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

(b)　「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c)　「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。）を差し引いた金額を記載すること。

なお、発行予定額を表示する通貨と当該発行登録に係る有価証券を取得させ、又は売り付けた際の当該有価証券を表示する通貨が異なる場合の残額の計算方法については、当該有価証券の発行価額又は売出価額の総額を払込期日における外国為替相場の終値により発行予定額を表示する通貨に換算した金額を、当該発行予定額から控除するものとする。

b　発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)　「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。

(b)　「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c)　「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。

なお、発行残高の上限を表示する通貨と当該発行登録に係る有価証券を取得させ、又は売り付けた際の当該有価証券を表示する通貨が異なる場合の残高の計算方法については、当該有価証券の発行価額又は売出価額の総額を払込期日における外国為替相場の終値により発行残高を表示する通貨に換算した金額を、当該発行残高の上限から控除するものとする。

第十六号様式記載上の注意(5)を削る。

（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第三条　外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。）」を削る。

第一条の二第一号の二中「第一条の六第一号で定める」を「第一条の六に規定する」に、「同条に規定する同種の新規発行証券」を「同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の三　売出し（令第一条の八の三に規定する要件に該当することにより売出しに該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の売出価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等（他の者が行つたものを除く。）が行われた同種の既発行証券（令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券をいう。）の売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該売出し

第一条の三中「第四条第一項第四号」を「第四条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（届出を要しない適格機関投資家向け証券の一般投資家向け勧誘）

第一条の三の二　法第四条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、同項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が同条第一項第四号に規定する有価証券の売出しに該当し、かつ、当該適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が当該有価証券の売出しとして行われることとする。

第一条の五中「第二条の十二の二第一項」を「第二条の十二の四第一項」に、「第二条の十二の二第三項第二号」を「第二条の十二の四第三項第二号」に改める。

第一条の六第一項中「第二条の十二の二第一項」を「第二条の十二の四第一項」に改め、同条第二項中「第二条の十二の二第一項」を「第二条の十二の四第一項」に改め、「金融商品取引業者等をいう」の下に「。第二条第三項及び第八条の二において同じ」を加え、「第十一条の十五第二項第二号ロ及び」を削る。

第一条の八中「第十一条第一項各号」を「第十条の二第一項各号」に改める。

第二条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一　当該有価証券の売出しに係る有価証券の所有者である当該有価証券の発行者

二　当該有価証券を他の者に取得させることを目的として当該有価証券の発行者から当該有価証券を取得した金融商品取引業者等

三　当該有価証券の売出しに係る引受人（法第二条第六項第一号に掲げる行為を行う者を除く。）に該当する金融商品取引業者等

第三条の二第一号中「第十二条第一項各号」を「第十条の二第一項各号」に改める。

第五条中「関東財務局長」の下に「（金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の五第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書若しくは訂正報告書又は法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命に応じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官。第十一条の三、第十一条の七、第十一条の八、第十一条の十第一項、第十三条第一項、第十四条の四第一項及び第十六条の二を除き、以下同じ。）」を加える。

第六条の三第四項を次のように改める。

4　法第二十七条において準用する法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする外国債等の発行者が本邦において有価証券届出書を提出することにより発行し、又は交付された債券の券面総額が百億円以上であることとする。